

- ・以下の条項の下線部分を削除いたします。

| 改定後 | 改定前 |
|--|---|
| <p>8. (手形、小切手の支払) (中略)</p> <p><u>(5) (削除)</u></p> <p><u>(5)</u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p><u>(6)</u>前<u>(5)</u>の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(中略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。(削除)</p> | <p>8. (手形、小切手の支払) (中略)</p> <p><u>(5)</u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の手数料と引換えに交付します。</p> <p>(6)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>(7)前(6)の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>(中略)</p> <p>13. (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当行は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p> |

以上